

福祉施設（児童福祉、身体障害者社会参加支援、保護、介護老人保健、
障害福祉サービス事業の用に供する施設）の皆様へ

南海トラフ地震防災対策計画を提出して下さい

○南海トラフ地震防災対策計画とは？

津波からの円滑な避難の確保、防災訓練及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定める計画です。

○対策計画の概要

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成26年3月に、岡山県では14市町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。同法第7条の規定により、推進地域内において、津波で30cm以上の浸水区域内で、百貨店、学校、福祉施設など不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営している者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項を定めた南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」）を作成し、すみやかに県知事等に届出する必要があります。

○対策計画の作成が必要な区域

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、里庄町で、県知事が設定する津波浸水想定で30cm以上の浸水が想定される区域

○特例

消防法による「消防計画」や「予防規程」などにおいて、「津波からの円滑な避難に関する事項」等について定めた場合は、対策計画と見なすことができます。

定めていない場合は、防災規程を「消防計画」の別冊にするなどして作成してください。

○提出先等

消防法で消防計画の作成義務のある事業者の方は、「防災規程」をお近くの消防局・消防本部に届出てください。

前記以外の収容人員の少ない（老人デイサービスセンターの場合収容人員30名未満）事業者の方は、「対策計画」の正本を1部岡山県危機管理課防災対策班に、写しを1部事業所が所在する市町の防災主管課（〇〇市危機管理課など）に提出して下さい。

○「南海トラフ地震に関する特別措置法」に規定する対策計画策定該当事業者

1 収容人員 10人未満

① 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、② 救護施設、③ 乳児院、④ 障害児入所施設、⑤ 障害者支援施設（避難が困難な者を主として入所させるものに限る。）

2 収容人員 30人未満

① 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、② 更生施設、③ 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、④ 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、⑤ 身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

	提出書類	提出部数	提出先
正本	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 《別記様式第一》 対策計画（正本） 添付書類（①施設の位置を明らかにした書面及び ②施設から避難場所までの経路を示した書面） 	1部	岡山県危機管理課広域防災班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL086-226-7946
写し	<ul style="list-style-type: none"> 送付書 《別記様式第二》 対策計画（写し） 添付書類（①施設の位置を明らかにした書面及び ②施設から避難場所までの経路を示した書面） 	1部	事業所が所在する市町の防災主管課

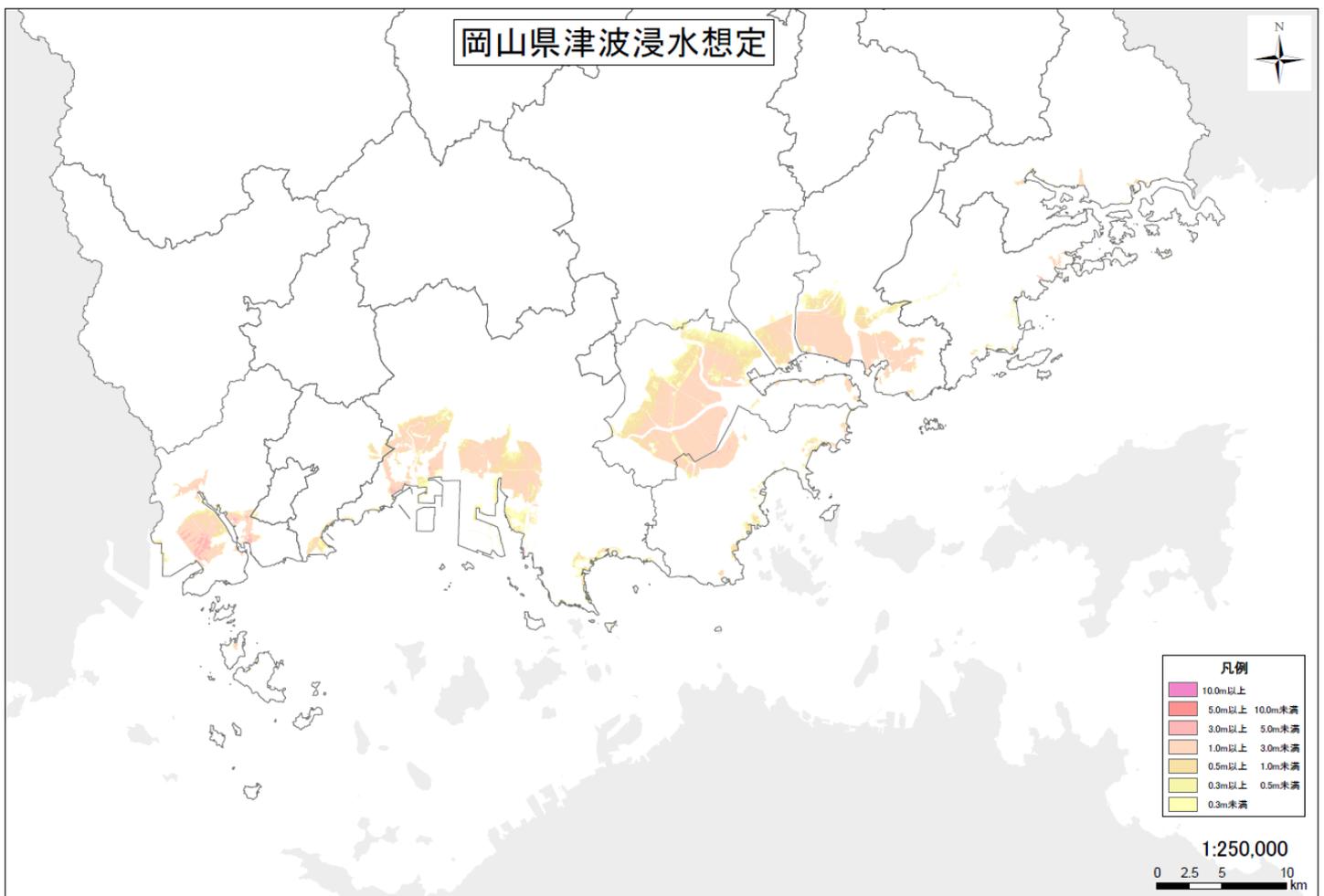
○その他

津波浸水想定図、届出書、送付書、対策計画の作成例（word版）は、岡山県危機管理課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/page/392349.html>)からダウンロードできます。詳細な内容及び具体的な作成方法を示した「**南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引**」も掲載しておりますので、御活用ください。

担当 岡山県危機管理課広域防災班

電話 086-226-7946 (ダイヤル)

kikikanri-kouikibousai@pref.okayama.lg.jp



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHF 459 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

岡山県危機管理課：作成 令和8年2月